虐待の防止のための措置に関する事項

社会福祉法人　徳風会
特別養護老人ホーム里仁館
里仁館居宅サービス事業所

１，虐待の防止のための指針

（施設における虐待の防止に関する基本的考え方）

第１条　当事業所では、高齢者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」と略す。）第20条で求められている、高齢者虐待の防止等のための措置を明確にし、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的とし、高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

（虐待の分類）

①身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
②介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
③心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者を通してわいせつな行為をさせること。
⑤経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

（虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について）

第２条　当事業所では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は当事業所の館長とし、各所属長並びに生活相談員、計画作成担当者又はサービス提供責任者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とします。

２　身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場

合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当施設に併設して展開する事業と　連携して虐待防止検討委員会を開催する場合があります。

3　会議の開催にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

4　虐待防止検討委員会は、必要な都度担当者が招集します。

5　虐待防止検討委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。

①　虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること

②　虐待の防止のための指針の整備に関すること

③　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

④　虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

⑤　職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑥　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑦　再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

（虐待の防止のための職員研修に関する基本方針）

第３条　職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底します。

2　具体的には、次のプログラムにより実施します。

- 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- 高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解
- 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- 早期発見・事実確認と報告等の手順
- 発生した場合の改善策

3　実施は、年２回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

4　研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

（虐待又はその疑い〈以下、「虐待」という。〉が発生した場合の対応方法に関する基本方針）

第４条　虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

２　また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

（虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項）

第５条　職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
また、窓口を開かれたものにするために、施設内に虐待通報 BOX を設置し、所定の報告書で受け付けます。通報 BOX は毎月１回担当者が２名で開封し、必要に応じて委員長に臨時の虐待防止委員会を提起します。

２　担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

３　事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則に則り必要な措置を講じます。

４　上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

５　事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経験等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

６　施設内で虐待の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

７　必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

（成年後見制度の利用支援に関する事項）

第６条　利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

（虐待等に係る苦情解決方法に関する事項）

第７条　虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

２　苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。

３　対応の流れは、上述の「第５条　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関

する事項」に依るものとします。
４　苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

（入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項）
第８条　入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

（その他虐待の防止の推進のための必要な事項）
第９条　第３に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

２，虐待防止委員会運用指針

（委員会の目的）
第１０条　虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、必要に応じ随時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

（委員会委員の選出）
第１１条　委員は以下のとおりとする。
２　委員長は、虐待防止責任者とする。
３　その他の委員は、別表のとおりとする。
４　委員に、必要がある場合に第三者委員を加えることができる。

（委員会の開催）
第１２条　委員会の開催は次のとおりとする。
２　委員会は、年2回、7月と1月の定期開催に加えて、虐待防止に関する法人施設内での協議事項が生じた都度に随時開催する。
３　法人事業内で虐待事例が発生した時には必ず開催する。
４　会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

（委員会の実施）
第１３条　委員会は次のとおり実施する。
２　「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑

いのある項目を足していく。

3　「虐待防止のためのチェックリスト」等を用い、必要あるごとに調査を実施する。

4　上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任者に報告する。

5　虐待防止に係る研修を年２回以上行うこととする。

6　事故等の問題が虐待につながるような場合は、事故対策検討委員会ではなく、虐待防止委員会において対応する。

7　その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

（委員会の責務）

第14条　委員会の責務は次のとおりとする。

2　委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

3　委員会の委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

4　委員会は、その他の各委員会とも連携をとり、利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

（附則）

この指針は、令和４年４月１日より施行する。

この指針は、令和６年９月１日より施行する。

この指針は、令和７年８月20日より施行する。

別表

虐待防止委員会名簿

	氏　　名（役　　職）
委　員　長	田仲　隆（館　長） 虐待防止責任者
副委員長	海野　成秀（総主任）
委　　員	山中　宏保（総主任）
委　　員	水谷　英和（事務主任）
委　　員	松尾　敦（特養本館　主任）
委　　員	川久　博子（特養新館　主任）
委　　員	光浪　綾子（特養診療所　副主任）
委　　員	勝田　裕子（厨房　副主任）
委　　員	堀池　隆之（通所介護　副主任）

※ 虐待内容及び通報状況によって委員は変更することがある。